

第3章 軍政以降の経済実態

「ビルマ式社会主义」体制下の後半では、輸出の不振→外貨不足→輸入の削減→生産の減少といった悪循環が定着し、国民生活は、モノ不足、物価高、失業に苦しんだ。88年の民主化騒動の基本的背景である。1982年から88年までの年間平均成長率（GDP）は2.79%、しかも88/89年度は民主化騒動によるダメージによって(-)11.4%と大きく落ち込んだ。軍政による経済政策は、まず破滅的な状況にあった経済を建て直すことであった。しかし、軍政を非難する先進諸国はODAの供与を停止したため、再建資金の確保が困難となった。軍政は外貨獲得の手段として、①森林、石油、漁業などの開発権利の売却、②民間外資の導入、③海外資産の売却、④海外出稼ぎの奨励、⑤観光開発などを実施、また、軍政に好意的な中国からの低利借款などで、開発資金の確保につとめた。

この結果、91年以降の経済は回復基調に転じ、さらに市場経済化、対外開放による効果が表面化することによって、92年以降は順調な成長トレンドを示すようになった。

1. マクロ経済

国内総生産（GDP）の伸び率は92/93年度より、プラスに転じ、同年度9.7%の成長を示した後、93/94年度5.9%、94/95年度（暫定）6.8%と順調に推移している。この成長トレンドは、一連の経済改革による効果であると評価されているが、とくに民間外資の進出、国境貿易の拡大がその要因である。

部門別では、農業が12.4%、4.7%、7.2%と3年続きで好調で、とくに主力の稻作が天候が順調であったことと、国境貿易による化学肥料、農薬などの投入財が手に入りやすくなったこと、また取引自由化による農民の生産意欲の向上などで高い伸び率を示している。なお米の生産量は、この3年間で対前年度比12.3

%、12.9%、12.2%などと増加している。

また、対外貿易の統制撤廃によって、胡麻、メイズ、雑豆などの輸出用作物が高い伸びを示し始めている。

製造業は、10.8%、9.7%、8.9%とやはり高い伸びを示しており、とくに民間部門の伸びが大きく、国営部門の伸びを上回っている。民間部門では、これまで投資規制されあるいは、原材料・部品等の入手が困難であった国内民間工業の生産活動が活発化したこと、また外資系製造業の参入もその一因となっている。国内民間工業では、食品加工、木材加工、金属加工、日用品製造などが活発化している。外資系製造業では、縫製、家電、木材・食品加工などが本格的生産に入っている。

この他、部門別では、金融部門の伸びが高く、15.1%、37.2%、34.5%と高い数値を示している。これは、同部門での制度改革によるものと、民間投資の活発化によるものである。

2. 上昇する物価・賃金

こうしたマクロ経済の好調さを反映して、物価も高い上昇率を示している。少なくとも88年から92年までの物価高（年平均23.1%）は、前政権時から引き続いたモノ不足と、財政窮乏化に伴う通貨供給の増加によって引き起こされたものであったが、92年以降の物価高（92/93年22.3%、93/94年25.0%、94/95年24.6%：いずれもヤンゴン消費者物価指数の伸び率）は、経済の活発化による総需要の増加に伴うもので、95年現在の上昇水準では異常な上昇とは云えない。しかし、物価の上昇が、大半の国民の所得及び賃金の上昇と比例しているものではないため、特定層と一般庶民との生活格差は確実に拡大している。

物価水準は、主食の米が、順調な生産を受けて、高値安定しているが、全般的に食料も上昇を続けている。他方、国境貿易などによる輸入の増加によって、輸入依存品目のモノ不足状態は大幅に改善されているが、チャット貨の実勢レートの下落を反映して、輸入品の価格上昇は高い水準にある。

前政権時には、ほとんど変動することがなかった不動産価格は、民間投資の規制緩和による不動産投資の増加や、外資企業の進出によって、また都市部及びその周辺での投機的買い占めなどで高騰している。ヤンゴン市中心部での不動産価

格は、89年から95年までの間に、おおむねほぼ3～4倍にハネ上がったと云われる。

賃金は、民間企業の創立及び外資系企業の進出などによって、特殊技能職や高学歴労働者の賃金が上昇しているが、一般労働職については、依然として供給過多の状況が続いているため、上昇率は低い水準である。また国家公務員及び国営企業職員の給与が、90年4月の一斉引き上げ後、微増に抑えられているためもある。

一般労働職（半熟練）の平均給与（月間）は1,000～1,500チャットであるが、外資系企業では外貨建て（米ドル）の給与も多く、この場合、100～120ドルほどとなっている。賃金や物価の国際比較をする場合、対ドル・レートにおける公定と実勢との乖離が大きいため、単純比較が難しい。しかし、物価や賃金は、おおむね実勢レートによって動いていることは確実であることから、実勢レートによる換算が実体を反映していると考えるべきであろう。

3. 貿易・国際収支・為替

対外貿易も92年までは低調であったが、それ以降、輸出・輸入ともに急伸びている。輸出は91/92年度の対88/89年度比で34.3%の伸びを示したのに対し、94/95年度の対91/92年度比の同じ3カ年間で、84.8%と大幅な増加を示している。

輸入の伸びも同様に大きく、91/92年度までの3カ年間で54.7%の伸びに対し、94/95年度のそれは、80.4%となっている。貿易収支の赤字は年々拡大しており、94/95年度は43.4億チャット（7.4億ドル）となっている。

輸出については、その構造はまだ前政権時と基本的に変わっておらず、米、雑豆、胡麻などの農産物と木材とで、全体の約70%を占める。しかし近年、外資系企業による輸出產品開発及び輸出指向型加工業の創設などにより、縫製品、冷凍エビ、木工品、家具、装飾品などの輸出が徐々に増加し始めている。

輸出相手先では、シンガポール、中国、タイなどアジア諸国向けが80%以上占め、日本への輸出は、胡麻、雑豆、木材など全体の5～6%を占めるに過ぎない。

輸入は、急増している原因は国内の経済活況にあり、近年では建設資機械、自動車、加工食品、石油及び石油製品などの増加が目立つ。輸入相手国では、やは

りアジア諸国からが圧倒的でとくに中国からの輸入が、94/95年度には全体の20%を超え、日本からの18.9%を上回った。

貿易のうち、公認された国境貿易の伸びが著しく、既に述べたとおり、93/94年度の国境貿易総額は4.25億ドルと推計されており、これは全体の20.9%を占める。

貿易収支の赤字が続いていることで、外貨準備高は低調であるが、観光及び出稼者からの送金、民間外資の流入増などで、この数年ほぼ3億ドル水準にある。

為替については、軍政以降も公定レート（1981年以降対SDR = 8.50847チャットに固定）制を引き継いで、銀行等の正式機関での交換レートとしていた。この間の公定レートの変動はほとんどなく、近年のドル安で、むしろ対ドルレートは強含みで推移している。しかし、この公定レートは、ミャンマーの実体経済を反映しているとは云い難く、チャットの購買力からしても公定レートはかなりのオーバーバリューであることは間違いない。このため実勢レート（闇レート）が存在して、軍政以降も、実勢レートではチャットの対ドルレートは下落し続けてきた。

とくに、投資規制緩和と対外開放は、外貨とりわけ米ドルの需要増につながり、国内のドル価値は国際的通貨変動とはほとんど無関係に上昇傾向を辿ってきた。

95年6月末現在の対ドル・レートは、公定で5.80チャット、実勢で120～135チャットとなっており、その乖離は約20倍になっている。

しかし、軍政は為替調整については実施せず、公定レートを維持したまま、現実的には実勢レートを容認する姿勢を示している。

たとえば、外資系デパートなどでの商品価格の表示が、ドル建てとチャット建てとで併用される場合、その間のレートはほぼ実勢レートとなっているし、航空運賃なども同様で、市内でもほぼ実勢レートによる価格が黙認されている。また

表3 対ドルレートの変動

(チャット／1ドル)

	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95
公定レート	6.5	6.3	6.5	6.2	6.1	6.0	6.1	5.8
実勢レート	80	90	100	110	120	130	130	120

(出所) Central Statistical Organization, *Selected Monthly Economic Indicators*.
実勢レートについては現地情報による。

表4 面積・人口

面積	67.7 万km ² (日本の1.8倍)
人口	43,130 千人 (93年度推定)
年間人口増加率	1.88 % (93年度推定)

(出所) 表2に同じ

表5 国内総生産

	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95
名目GDP (百万チャット)	76,243	124,666	151,941	186,802	249,394	351,332	436,426
名目GDP/人 (チャット)	1,940	3,114	3,725	4,496	5,891	8,149	9,936
実質経済成長率 (%)	▲11.4	3.7	2.8	▲0.6	9.7	5.9	6.8

(出所) 表2に同じ

表6 主要產品生産量

	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95
米 (粗ベース、千トン)	13,636	13,164	13,803	13,969	13,201	14,837	16,760	18,813
チーク (キューピック・トン)	319	291	391	440	362	341	333	260
原油 (百万バレル)	6.2	4.8	5.5	5.3	5.5	5.4	5.2	5.7
天然ガス (百万キューピック・トン)	41,914	39,085	39,715	33,649	31,782	28,303	35,977	51,090

(出所) 表2に同じ

表7 物価上昇とマネーサプライの増加

	91/92	92/93	93/94
物価上昇率 (%)	29.1	22.3	25.0
通貨供給量 (%)	32.6	34.7	26.1

(出所) 表2に同じ

表8 対前年度伸び率

	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95
輸入	0.3	-20.8	-8.4	48.0	-8.7	-0.5	34.0	15.1
輸出	-18.7	10.7	27.7	14.5	-2.8	37.1	14.7	12.9
消費	-2.9	-13.8	1.9	0.9	-4.5	8.0	7.3	6.2
投資	-8.7	-28.5	19.5	37.2	3.8	0.7	10.7	16.6
一人当たり 国民所得	-5.9	-13.0	1.8	0.9	-2.4	7.6	4.0	4.8
GDP	-4.0	-11.4	3.7	2.8	-0.6	9.7	5.9	6.8

(出所) 表2と同じ

93年1月からは、FEC（外貨証券）を発行して、ドル表示の兌換券として、国内に限って、米ドルに替わる通貨を流通させている。

外国人はチャットを介在せずに併用できる便利を供与されているが、これも市中では、ほぼ実勢レートでチャットと交換されているから、いまやチャットはほぼ実勢レートによる変動相場となっていると考えてもよい。

なお、軍政が公式に為替調整を実施しない理由は、国内の物価上昇を懸念していることと、財政的裏付けが難しいこと、また約50億ドルに達する累積債務について考慮しているためとされる。

4. 外資政策と外資の進出状況

1963年に一切の民間外資の導入が禁止され、また当時すでに存在した民間外資が全面的に国有化されてから、この国には、まったく、民間外資は存在しなかった。1988年11月に「外国投資法」を制定・公布したことにより25年ぶりに、民間外資の進出が認められたことになる。民間外資に対する基本政策及びその進出状況について以下に述べる。

(1) 民間外資に対する基本政策

「外国投資法」(Foreign Investment Law; 以下「外資法」)は1988年11月30日に公布され、同年12月7日にその手続きなどの関連措置に関する布告が出された。これによって、外国投資委員会(Foreign Investment Commission: なお現在で

は名称が変更され、Myanmar Investment Commissionとなっている）が設立され、投資に対する許認可機関として機能することになり、民間外資の進出が始まった。

外資導入に関わる軍政の基本方針は、①輸出の促進・拡大、②大規模投資を伴う天然資源の開発、③高度技術の導入・普及、④国内生産・サービスへの支援、⑤雇用の創出と拡大、⑥省エネルギー効果の高い産業開発、⑦地方開発などを指摘しており、同法による投資対象分野・業種の規制はない。また投資形態としては、①単独企業（Sole Proprietorship）、②パートナーシップ、③100%外資による株式会社（Limited Company）、いずれも可能としており、合弁企業の相手（パートナー）としては、国営、協同組合、民間いずれも認可されるとしている。なお合弁企業を設立する場合は、外資比率は最低35%と定められている。

天然資源の開発（石油、天然ガス開発及び販売、その他鉱山資源も含む）については、国営企業との間に限って生産分与（Production Sharing）の契約が可能である。

「外資法」では、分野、業種についての投資規制はないが、1989年5月30日に、「国営企業法」に基づく、「国営企業だけが独占できる業種」を指定したことを布告した。これによると①チーク材の伐採・販売・輸出、②管理森林内における植林及び管理、③石油・天然ガスの開発・採掘・販売、④国家管理域内での魚・エビの養殖及び研究開発、⑤郵便、電信電話、⑥航空、鉄道輸送業、⑦ラジオ・TV放送、⑧金属鉱石の採掘及び輸出、⑨民間及び協同組合に認可された以外の発電、電力供給、⑩治安、国防に関わる製造業（時宜に応じて政府が指定）などである。したがって、これらの分野・業種への投資関心のある外資は、国営企業とに限って合弁投資あるいは生産分与契約をしなければならない。

「外資法」の制定後、92年までのいわば、前段階では、外貨の進出状況について2つの特徴があった。ひとつは、短期回収型で小規模なしかもリスク回避型の投資である。その典型的なものが、韓国企業等による縫製加工、家電組立てなどいわば、既存の生産工場を使用しての貯加工、あるいは国営企業との合弁による小売業、小規模なホテル投資などであった。もうひとつの型は、資源開発で、内陸油田開発（アメリカなど世界の有名開発会社11社が開発権を獲得）、森林伐採権の取得（ほとんどタイの森林業者）、アンダマン海での漁業権の取得（ほとんどはタイの水産業者）などを通じての投資であった。こうして92年3月末までに47件の投資が認可された。しかしこの段階では、外国資本にとっては、基本

的に、ミャンマーの政治局面の不透明性と国際世論からの非難を懸念して本格的な投資を行う動きはきわめて小さなものであった。

92年4月に、前述したようにタンシュウエ体制となり一連の柔軟路線が展開され、政治情勢が安定し、さらにそれを評価して国際非難が緩和されとりわけアジア諸国におけるミャンマーへの関心が高まったことを受けて、本格的な投資への兆しが表れ始めた。すなわち第二段階では、ミャンマーにおける投資に関わる比較優位が真剣に考慮され始め、とりわけ、ブーム化し始めたベトナムへの投資との比較が検討されながら、投資が増加し始めた。

とくに近隣アジア諸国、韓国、中国などが、対ミャンマー投資を本格化する。近隣アジア諸国の投資動向としては、タイが、国内で優位性を失い始めた労働集約型産業、あるいは、宝石、木材などの原材料調達が難しくなった産業をミャンマーに移転し始めたこと、タイ、シンガポール、香港などによる国内市場向けの加工産業（食品、飲料、日用品等）、観光開発などが目立ち始めた。

また、シンガポールなどによる港湾、空港、工業団地など大規模開発投資が組上にのぼるようになり、とくに94年後半からはフランス、アメリカによる天然ガス、電力開発などもみられるようになった。

こうしたなかで、日本からの投資は、政府がODAを停止したままになっていることなどから、きわめて他の国と比べて慎重な態度が目立っていた。このため、95年5月までの投資件数は、水産加工、ホテル、貿易など小規模で、件数も5件に過ぎなかった。しかし、94年6月に経団連が大型ミッションを派遣したことが皮切りとなって、中堅・大企業による投資打診が増加して、95年に入ってからは具体的な投資のための準備が本格化し始めている。95年5月に日本がこれまで控えていた貿易保険の再開を決めしたことから、さらにミャンマーへの投資関心が高まっている。

1995年6月末までの、投資件数及び投資額については、表9～10のとおりである。これに示されるように、これまでの投資額は累計で25.9億ドル、これは94年1月末に比べ2.5倍の増加であり、件数も50%増加した。

1995年5月までの認可ベースでの投資件数は、合計134件で、これを国別にみると、シンガポールとタイが同数の27件であるが、タイからのものが、投資額はわずかに多い。次いで、香港17件、米国13件、英国11件となっているが、アジア諸国からのものが、合計128件で全体の95.5%を占める。1件当たりの投

表9 国別投資受入額(1995年5月17日現在／認可ベース)
(単位：100万ドル)

No	国名	認可案件	
		件数	承諾額
1	Australia	4	28.20
2	Bangladesh	2	2.96
3	China	4	5.50
4	France	1	465.00
5	Hong Kong	17	64.44
6	Japan	5	101.14
7	The Republic of Korea	9	60.59
8	Macau	1	2.40
9	Malaysia	7	69.57
10	The Netherlands	2	83.00
11	The Philippines	1	6.67
12	Singapore	27	337.16
13	Srilanka	1	1.00
14	Thailand	27	418.26
15	U.K.	11	634.15
16	U.S.A.	13	226.27
17	Canada	1	22.00
18	Austria	1	71.50
	計	134	2599.81

表10 分野別外国投資額と案件数(1995年5月17日現在／認可ベース)
(単位：100万ドル)

No	産業	認可案件	
		件数	承諾額
1	農業	1	2.69
2	水産業	14	246.32
3	鉱業	13	182.20
4	製造業	50	175.30
5	石油・ガス	23	1420.62
6	交通	3	2.30
7	ホテル・観光	30	570.38
	合計	134	2599.81

(出所) 表9、10ともにMIC提供

資額は、フランスの天然ガス開発 1 件で 4.6 億ドルと他を圧しており、アジア諸国からのものは、ほとんど小規模で、例えばタイの 1 件当たり投資額は 1,500 万ドルに過ぎない。

業種別では、件数からみると製造業が多く、50 件、次いでホテル・観光 30 件、石油・天然ガス開発 23 件、水産業 14 件、鉱山業 13 件などとなっている。

製造業では、縫製加工がもっとも多く 20 件で、次いで木材加工・家具製造、タバコ、食品加工・飲料、宝石加工などが続き、プラスティック加工、家電組立、自動車修理・整備、ペット・フード製造などが含まれている。

ホテル・観光部門では、既存ホテルの改造を含め、とりわけヤンゴンではホテル建設ブームといった様相である。軍政は 1996 年 10 月から、「ミャンマー観光年」(Visit Myanmar Year) とすることにしたため、これに向けて、ホテル建設、観光ルートの開発、観光用輸送業などの進出が目立ち始めている。

石油・天然ガス開発では、当初内陸油田開発に日本を含む大手石油会社 11 社が、それぞれの鉱区開発権を取得して、試掘を行ったが、天然ガス開発にオランダ企業が成功した以外、いずれも現在まで成功的の報はない。

しかし、93 年から、フランスとアメリカ企業が開始したマルタバン湾の天然ガス開発は主にタイへの輸出を計画しており、有望視されている。水産業では、初期的段階で、主にタイからの水産業者（漁船）による漁獲が中心であったが、現在では、アメリカ、シンガポールを含め、水産加工、冷凍業などが中心となっている。なお日本からは、ホテル（建設中断中）、プラスティック加工（操業停止中）、石油開発（既撤退）など、これまでに計 5 件（1.01 億ドル）の投資があったに過ぎない。しかし、94 年 6 月に経団連が経済ミッションを派遣したことが、きっかけとなって、投資・進出の可能性を打診するミッションや調査団が頻繁に訪問するようになった。このうち三井物産、伊藤忠商事、三菱商事、丸紅などが将来の投資に関心を表明する MOU (Memorandum of Understanding) をミャンマー政府との間で交わし、工業団地建設、セメント・プラント、亜鉛鉄板工場などへの投資が検討されていることが表明された。また各種団体によるとりわけ中小企業の進出が検討されており、95 年に入って打診・交渉が活発化している。